

事務連絡
平成29年5月8日

介護サービス事業所 各位

今治市 健康福祉部
高齢介護課長

「PM2.5の注意喚起」実施時の対応について

毎年3月から5月にかけて、微小粒子状物質（PM2.5）濃度が高くなります。愛媛県では、PM2.5の濃度が国の暫定指針（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予想された場合、各区域ごと（東予・中予・南予の3地域）に注意喚起を行い、「愛媛県大気汚染常時監視テレメータシステム監視情報」（<http://ehime-taiki.c.oco.jp>）や各報道機関等へも連絡されます。

注意喚起が実施された場合、今治市では市HPのフェイスブック、FMラヂオバリバリ、今治CATVなどでお知らせします。各施設におかれましても、「愛媛県大気汚染常時監視テレメータシステム監視情報」（<http://ehime-taiki.c.oco.jp>）を閲覧する等、日頃より関心を寄せていただき、施設利用者への周知等、ご協力をよろしくお願いいたします。

（暫定指針を超えると予想される場合）

1. 各区域内の各測定局の5時、6時、7時の1時間値の平均値が、上位の2局の平均値を再平均して $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える場合。
2. 各区域内の各測定局の午前5時から12時までの1時間値の平均値のうち、最大値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える場合。

【注意喚起時の行動の目安等（暫定指針）】

- 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしましょう
- 部屋の換気や窓の開閉を必要最小限にし、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくしましょう
- 呼吸器系や循環器系の疾患のある方、小児、高齢者の方は、体調に応じ慎重に行動しましょう

なお、不明点等ございましたら、今治市市民環境部生活環境課（電話 36-1535）までお問い合わせください。

| |
|---|
| 担当 今治市 健康福祉部 高齢介護課 介護保険担当 電話 0898-36-1526 |
|---|